

資料2-30 揮発性有機化合物排出施設及び水銀排出施設の種別内訳

(1) 揮発性有機化合物排出施設の種別内訳（令和3年3月31日現在）

令別表番号	施設種類	施設数	割合（％）
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	41	27.2
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	33	21.9
2	塗装施設	27	17.9
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	25	16.6
3	塗装の用に供する乾燥施設	7	4.6
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラフィック印刷に係るものに限る。）	8	5.3
5	接着の用に供する乾燥施設	5	3.3
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	5	3.3
合計		151	100.0

令別表とは、大気汚染防止法施行令別表第1の2の2の事です。

(2) 水銀排出施設の種別内訳（令和3年3月31日現在）

規則別表番号	施設種類	施設数	割合（％）
8	廃棄物焼却炉	70	88.6
2	石炭燃焼ボイラー	3	3.8
1	小型石炭混焼ボイラー	2	2.5
5	二次施設（銅、鉛又は亜鉛）	2	2.5
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	2	2.5
合計		79	100.0

規則別表とは、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の3の事です。

（四日市市管轄分を除く）